

品質管理システム概要書 (2017年4月28日現在)

監査事務所名 　OAG監査法人

代表者名 　今井 基喜

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

(1) 品質管理に関する責任

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、最高経営責任者は、当法人の品質管理に関する最終的な責任を負うこととしております。なお、品質管理のシステムの整備及び運用を実際に施行する責任者として、品質管理担当責任者を定めております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人の品質管理システムは、不正リスクに対応するためのものを含んでおり、品質管理担当責任者が、不正リスクに関する品質管理の責任を負っています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

(2) 独立性

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、「監査人の独立性チェックリスト」により全メンバーに対し独立性の確認を実施しております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、監査業務の主要な責任者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、大会社等の監査業務について職業倫理で定める一定期間（7会計期間）のロ

ーテーションを義務付けております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

(1) 方針及び手続

当法人は、監査契約の新規の契約を締結する前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査契約を新規に締結及び監査契約を更新する場合には、不正リスク等（クライアントの誠実性の理解を含む）を考慮することとしております。更に、必要と判断した場合には監査チーム外の適切な者により当該評価の妥当性を検討することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

【不正リスクへの対応】

専門職員に対し、継続的専門研修制度の中で、不正に関する教育・訓練の機会を提供しています。

不正リスク等が高いと評価された場合には、不正に関する知識や豊富な経験を備えた専門職員を選任し、監査チームを編成することとしております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに適切に対応し、業務を実施できるようにするための方針及び手続を定めて監査業務に適用しています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定めています。

- ① 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること。
- ② 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保すること。
- ③ 専門的な見解の問合せの内容、得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること。
- ④ 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断される場合に専門的な見解を得るための方針及び手続等を定めています。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、監査業務に係る審査に関する方針と手続に基づき、審査が必要な監査業務について、選任された審査担当者による審査を行うことにしております。審査担当者は、監査計画の策定、監査チームが行った重要な判断や処理及び監査意見の形成を客観的に評価することにより審査を実施しております。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、①修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかという観点での審査の受審を義務付け②審査担当者の選任等や委員会での審査等で当該リスクに対応することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性等を合理的に確保するため、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めるとともに監査ファイルの最終的な整理の方針及び手続も定めております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関して、職業的専門家としての基準及び法令等が遵守されているかどうか、品質管理のシステムが適切に整備され有効に運用されているかどうか、品質管理のシステムが遵守されており、発行する監査報告書が適切であるかどうかについての日常的監視及び定期的な検証を実施することとしています。

【不正リスクへの対応】

契約の新規の締結及び更新の方針及び手続、監査業務の実施状況等に関し、不正リスクへの対応状況について、当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確認することとしています。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、その影響の評価に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、改善する事項を検討し適切な措置をとるようにしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、次の事項に関して、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を以下のように定めております。

- ① 専門要員の不適切な行為、判断及び意見表明並びに関連する法令に対する違反など、職業的専門家としての基準及び法令等に違反している監査業務に関する不服と疑義の申立て
- ② 当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- ③ 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

専門要員は、①から③に該当する事項に該当する事項を発見した場合には、いつでも社員会に報告することができる。また、関与先又はその他の第三者から不服と疑義の申立てを受けた者は、速やかに、社員会に報告しなければならない。品質管理担当責任者は、報告した専門要員等が不当な取扱いを受けることがないように留意する。

品質管理担当責任者は、不服と疑義の申立てがあった場合には、その内容を吟味し、関連する監査実施者等への質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申立てを調査する。当該調査は、調査の対象となった監査業務に重視していないものの管理下で行うこととする。適格者がいない場合には、法律専門家を関与させる。

不服と疑義の申立て及びその対応は、必要に応じ、適切に文書化する。

調査の結果、品質管理のシステムの整備及び運用に関する改善を必要とする事項が発見された場合や、一人又は複数の者が品質管理のシステムに準拠していない

いことが発見された場合には、品質管理担当責任者は、適切な是正措置を講じなければならない。

【不正リスクへの対応】

不正リスクへの対応基準が適用される監査業務について、法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任に監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査人の交代に関する監査業務の引継の法人及び手続については監査基準委員会報告書第900号「監査人の交代」に準拠して業務を実施いたします。

【不正リスクへの対応】

監査業務の引継の内容や実施した引継の状況について手続及び報告の実施について定めております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定めており、当該規程に従って監査を実施いたします。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3) 審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図(A4判に限る。)を添付することができる。
2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を「不正リスクへの対応」という見出し等を付して明瞭にすること。
3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。
4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。